

自動販売機設置管理契約書（物件2）

白井市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が甲の行政財産使用許可を受け設置する自動販売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、善良な管理を行わなければならない。

物件番号	設置場所	台数	備考
2	市役所東庁舎 1階	1台	災害時対応型飲料自販機 （※1、※2、※3、※4）
	文化センター① 1階	1台	飲料自販機（※2、※3）
	文化センター② 1階	1台	飲料自販機（※2、※3、※4）
	文化センター③ 1階	1台	飲料自販機
	桜台センター	1台	災害時対応型飲料自販機 （※1、※2、※3）
	福祉センター① 1階	1台	災害時対応型飲料自販機 （※1、※2、※3、※4）
	福祉センター② 2階	1台	飲料自販機（※2、※3、※4）
	合計		7台

※1 備考欄「災害時対応型飲料自販機」の機種は、災害時に電源が供給されていない状況であっても対応可能なものとする。詳細については、別に「災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書」を締結し、取り決めるものとする。

※2 紙カップタイプの自販機は不可とすること。

※3 車椅子、視覚に障害のある方に対応した機種とすること。

※4 販売品目に水及びスポーツドリンクを必ず含めること。

（契約期間）

第2条 本契約の期間については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（契約の更新）

第3条 甲が乙の使用状況、苦情への対応、衛生管理等について審査し更新を行っても支障がないと判断した場合は、当初の許可条件を変更しないことを条件に令和7年3月31日までを限度として延長することができるものとする。

2 乙は、貸付期間を更新しようとするときは、貸付期間満了の4月前までに書面にて甲に申請するものとする。

(納付金)

第4条 納付金の額は、金 円とする。

(契約保証金)

第5条 本契約における契約保証金は免除とする。

(納付金の納入方法等)

第6条 乙は、甲が発行する納入通知書により、発行の日から30日以内に一括して白井市指定金融機関に納入するものとする。

2 甲は、第16条第1項の規定又は乙からの申し出により本契約を解除したときは、既納の納付金を乙に返還しないものとする。ただし、同項第1号に該当する場合であって、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取消したときは、月割計算により返還するものとする。なお、この場合の計算方法は、白井市使用料条例第3条第4項により1年未満の使用期間に係る使用料は月割りにより計算し、1月未満の使用期間に係る使用料は1月として計算する。

(行政財産目的外使用料)

第7条 乙は、行政財産使用許可に基づき行政財産目的外使用料を別途納入するものとする。

(設置費用等)

第8条 自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び保健所への届出等に要する費用は、全て乙の負担とする。

2 自販機設置に係る電気料金は乙の負担とし、乙は当該電気使用量を計量するためのメーターを乙の負担により設置するものとする。

(電気料金の納入方法)

第9条 甲又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により甲が指定したもの(以下「指定管理者」という。)は、前条第2項のメーターを定期的に検針し、乙へ応分の電気料金を請求するものとする。

2 乙は、前項の請求のあった日から30日以内に納入するものとする。

(遅延利息)

第10条 甲又は指定管理者は、前条第2項に定める期限までに電気料金が納入されなかったときは、支払期限の翌日から支払いまでの日数に応じ、当該金額につき年5.0%の割合で計算した金額を、遅延利息として、乙に請求することができるものとする。なお、この場合の計算方法は、年365日として行うものとする。

(維持管理)

第11条 販売品の補充、賞味期限、金銭管理など自販機の維持管理は、乙の責任において適切に行うものとする。

2 乙は、衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行うものとする。

- 3 自販機の故障、苦情等については、乙の責任において迅速かつ誠意をもって対応するものとし、自販機の見やすい位置に連絡先を明記するものとする。

(協力関係)

第12条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡する。乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(販売品)

第13条 販売品は、缶、ビン、ペットボトル、紙パックなどの密閉式の容器に入った清涼飲料水や牛乳など多品種、多品目により構成するよう努めるものとする。

- 2 乙は、販売品構成については、甲の承認を受けなければならない。

(販売価格)

第14条 販売価格について、乙は事前審査申請書に添付した取扱商品一覧表記載の額とすることとし、販売価格を変更する場合は、乙は甲の承認を得なければならない。

(賠償責任)

第15条 乙は、自販機の倒壊、自販機へのいたずら、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において全て解決するものとする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可を取消されたとき。
 - (2) 本契約の条項に違反したとき。
 - (3) 事業の存続が困難であると認められたとき。
 - (4) 社会的に著しく信用を欠く行為があったと認められたとき。
 - (5) 第4条の規定による納付金及び第7条の規定による目的外使用料の支払い義務を履行しないとき。
 - (6) 第9条の規定による電気料金の支払い義務を履行せず、甲又は指定管理者の催告にもかかわらず納入期限を3ヶ月以上経過しても履行しないとき。
- 2 前項により契約が解除された場合、乙は当該解除の日から2年間は、甲の行う自動販売機設置事業者の募集に関する公募に参加できないものとする。
 - 3 第1項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(必要な報告)

第17条 乙は、各施設月毎の売上本数、売上金額の記録をとるとともに甲から提出を求められたときは速やかに提出するものとする。

(原状回復)

第18条 乙は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、甲に返還する。ただし、甲が、必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(協議事項)

第19条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議して、これを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 千葉県白井市復1123
白井市
白井市長 笠井 喜久雄

乙

工事（業務）妨害又は不当要求に対する措置に関する特約

（総則）

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

（工事（業務）妨害又は不当要求に対する措置）

第2条 この契約の相手方（以下「受注者」という。）は、工事の施工又は業務等の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条の規定するものをいう。以下同じ。）から工事（業務）妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに白井市（以下「発注者」という。）に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請業者が暴力団等から工事（業務）妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者は速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（遵守義務違反）

第3条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、白井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成13年4月1日施行）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

暴力団排除に関する特約

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

第2条 市は、この契約の相手方（以下「受注者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 4 発注者は、この契約からの暴力団等の排除を目的として必要と認める場合には、受注者に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、受注者が前項に該当するか否かについて、照会できるものとする。
- 5 受注者は前項の規定により、発注者が警察署へ照会を行うことについて承諾するものとする。